

資金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐倉緑の基金(以下「この法人」という。)が保有する資金の安全かつ効率的な運用を図るために必要な基本方針及び手続の大綱を定めるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く、この法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(基本方針)

第3条 基本財産は、元本保証が確実な方法で運用を行う。

2 前項に規定するものを除く運用財産は、元本保証の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

(運用対象)

第4条 基本財産の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 預貯金
- (2) 国債(日本国発行)
- (3) 地方債

2 基本財産以外の運用財産の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 預貯金
- (2) 国債(日本国発行)
- (3) 地方債
- (4) 金融債
- (5) 事業債(公益事業に限る)
- (6) 公社債投資信託

3 第1項及び第2項におけるすべての運用対象は、円建てとする。

(資金区分と運用方針)

第5条 この規程が適用される資金運用は、下記各号の資金区分並びに運用方針により行うものとする。

(1) 定款第5条により評議員会が基本財産とした財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

(2) その他の資金

資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(理事会・評議員会への報告)

第6条 理事会は、資金運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、資金運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

(理事長の職務)

第7条 理事長は、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

2 理事長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用執行責任者の職務)

第8条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。

2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。

3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として事務局から資金運用担当者を任命することができる。

4 資金運用担当者は、第1項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年2月25日から施行する。

この規程は、平成24年10月4日から施行する。

附則

この法人の移行登記の日までの間、「公益財団法人佐倉緑の基金」を「財団法人佐倉緑の銀行」と読み替えるものとする。